佐賀県規則第7号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成17年佐賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(返還猶予の対象となる医療機関等)

第9条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める医療機関等は、次<u>の各号</u>に掲げる<u>県内の</u>病院の小児科、産科、救急科<u>又</u> <u>は</u>麻酔科とする。

(1)~(4) 略

(返還免除の申請)

第10条 条例第10条の規定による修学資金等の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書(様式第4号)に、同条第1項各号又は同条第2項<u>のいずれか</u>に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

(返還免除の対象となる医療機関等)

第10条の2 条例<u>第10条第1項第1号及び第2号</u>の規則で定める医療機関等は、次<u>の各号</u>に掲げる<u>県内の</u>病院の小児科、産科、救急科又は麻酔科とする。

(1)~(3) 略

改正後

(返還猶予の対象となる医療機関等)

第9条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める医療機 関等は、<u>県内の病院(</u>次に掲げる病院<u>に限る。)</u>の小児科、産 科、救急科<u>若しくは</u>麻酔科<u>又は県内の病院(次に掲げる病院を除</u> く。) 若しくは診療所の産科とする。

(1)~(4) 略

(返還免除の申請)

第10条 条例第10条の規定による修学資金等の返還免除を受けようとする者は、返還免除申請書(様式第4号)に、同条第1項各号のいずれか又は同条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第12条第1項第8号及び第13条第3項において同じ。)の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 略

(返還免除の対象となる医療機関等)

第10条の2 条例<u>第10条第1項各号</u>の規則で定める医療機関等は、 <u>県内の病院(</u>次に掲げる病院<u>に限る。)</u>の小児科、産科、救急科 又は麻酔科とする。

(1)~(3) 略

第10条の3 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等は、国立 大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内 の病院の小児科、救急科若しくは麻酔科又は県内の病院(前条各 号に掲げる県内の病院を除く。)若しくは診療所の産科とする。

改正前

(届出)

第12条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を 受けていた者で修学資金等の返還が完了していないもの若しくは 返還免除を受けていないもの(以下「借受者」という。)が次の 各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に 定める届書により届け出なければならない。

(1)~(7) 略

- (8) 条例第9条第2項第1号若しくは第2号又は<u>第10条第1項</u> <u>第1号若しくは第2号</u>に規定する業務(以下単に「業務」とい う。)に従事したとき、又は業務の従事先を変更し、若しくは 業務を離れたとき 業務従事等届(様式第12号)
- (9) 略
- 2 3 略

(業務従事期間の計算等)

第13条 略

- 2 3 略
- 4 条例<u>第10条第3項</u>に規定する業務に従事できなかった期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から停職又は休職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

改正後

(届出)

第12条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を受けていた者で修学資金等の返還が完了していないもの若しくは返還免除を受けていないもの(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定める届書により届け出なければならない。

(1)~(7) 略

- (8) 条例第9条第2項第1号若しくは第2号又は<u>第10条第1項</u> <u>各号若しくは第2項</u>に規定する業務(以下単に「業務」とい う。)に従事したとき、又は業務の従事先を変更し、若しくは 業務を離れたとき 業務従事等届(様式第12号)
- (9) 略
- 2 3 略

(業務従事期間の計算等)

第13条 略

- 2 3 略
- 4 条例<u>第10条第4項</u>に規定する業務に従事できなかった期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の初めの日の属する月から停職又は休職の期間の終了の日の属する月までを計算するものとする。ただし、休職又は停職の期間の終了の日の属する月において、再び休職し、又は停職の処分を受けたときは、その月を1月として計算するものとする。